

令和3年11月25日  
香川河川国道事務所

## 土器川における「河川協力団体」を募集します。

河川協力団体とは、「自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体」です。これらの民間団体を河川協力団体指定制度により指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

現在、全国の直轄河川で281団体(令和3年3月末時点)が指定されており、土器川では5団体を指定し、清掃、環境学習などの活動に取り組んでいます。

### ■ 対象となる活動

募集する活動内容は、次のうち、いずれか1つ以上の活動とします。

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
- ② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③ 河川の管理に関する調査研究
- ④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
- ⑤ 上記に掲げる活動に附帯する業務

### ■ 活動範囲

土器川河口～炭所大橋18.85kmの範囲《国管理区間》内で希望する任意区間

### ■ 資格

法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8に規定する団体で必要な要件を満たす団体

### ■ 募集期間

令和3年12月1日（水）から令和3年12月24日（金）まで

### ■ 河川協力団体の指定

申請書類と申請団体へのヒアリングにより審査を行い、要件を満たす団体に「河川協力団体指定証」を発行いたします。

新たな河川協力団体の指定は、令和4年3月頃を予定しています。

※ 詳細は別添 河川協力団体制度パンフ、土器川河川協力団体募集要項 参照

※ 本施策は、四国圏広域地方計画「No.5 地域の自立的・持続的発展に向けた「資国」産業競争力強化プロジェクト」の取り組みに関連します。

### 問い合わせ先

香川河川国道事務所 TEL (087) 821-1619 副所長 白石 隆 (内線 204)  
◎ 工務第一課長 吉村 匡 (内線 311)  
◎主たる問い合わせ先



川を守り  
川を育て  
川を使う



# 河川協力団体制度

# 川への「想い」をつなぐ

## 川をより身近に、守り育てる

川の安心、安全を守りたい河川管理者の想い

川を使った活動や、川の文化・歴史を広めたい河川利用者の想い

### 河川協力団体制度とは

河川の維持、河川環境の保全などの河川の管理につながる活動を自発的に行っている民間団体等を『河川協力団体』として法律上位置付け、河川管理者と河川協力団体が充実したコミュニケーションを図り、互いの信頼関係を構築することで、河川管理のパートナーとしての活動を促進し、地域の実情に応じた河川管理の充実を図ることを目的として制度化されました。

### 河川協力団体制度の目的

#### 河川管理者の目的

- 洪水等の災害防止
- 河川の適正利用
- 河川環境の整備と保全 など

#### 河川協力団体の目的

- 河川空間を利用した活動
- 環境学習
- 環境美化 など



コミュニケーションにより  
想いを共有

相乗効果

より良い河川空間の形成

# 河川協力団体 指定を 受けるには

河川管理者が河川協力団体を公募



活動団体が河川協力団体に申請  
●河川 ●区間 ●活動内容 など



申請書類を確認・審査



自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO法人などの民間団体等が河川管理者に対して申請を行い、河川管理者は適正な審査を行ったうえで、河川協力団体として指定します。

- 【主な審査内容】**  
(指定準則より)
- ① 申請資格
  - ② 活動実績(継続性、公共性、活動姿勢)
  - ③ 活動の実施計画(実効性、貢献度、協調性)

河川協力団体の指定・通知・公示



# 河川協力団体の活動



河川協力団体の活動は4つあります。

河川協力団体は河川管理者のパートナーとして、河川の維持・管理に努めます。

1  
河川協力団体の活動

## 河川管理者に協力して、河川工事又は河川の維持



河川の除草・集草



河川の清掃

河川や堤防の除草や清掃を行い、快適で使いやすい河川空間を維持します。

2  
河川協力団体の活動

## 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



干潟観察



水辺の安全利用講習会

河川や河川空間を使って、観察会や、安全に河川を利用するための講習会などを実施します。

3  
河川協力団体の活動

## 河川の管理に関する調査研究



魚類調査



外来植物調査・駆除

水生生物の調査研究や、生態系を維持するために外来生物の駆除活動などを行い、河川の環境を維持します。

4  
河川協力団体の活動

## 河川の管理に関する知識の普及及び啓発



災害教訓の伝承



河川・ダム管理状況説明

過去の水害などの伝承や、防災に関わる活動、またダムなど河川にある施設での説明会などを実施します。

河川協力団体は、河川管理者が特に必要があると認めるときは、河川法99条により、河川の管理に属する事項の委託を受けることができます。

# 河川協力団体として 活動するメリット



河川協力団体として活動することで、様々なメリットがあります。  
実際に活動している河川協力団体からはこんな声が聞こえています。

1

## 社会的信用度の向上

河川協力団体に指定され、国から指定を受け、共に活動している団体であることが認知されたことで、地域住民や自治体が協力的になった。

2

## 団体会員のモチベーションの向上

河川協力団体に指定されたことで、「国に認めてもらった」との名誉を会員が感じ、誇りを持って活動するようになった。

3

## 占用に伴う手続きの簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる占用手続きが、河川管理者との協議をもって足りることになった。

4

## 河川協力団体間の連携

自分たちの活動範囲だけでは繋がらなかった他団体と、河川協力団体という同じ指定団体と知り合い、活動連携に発展するようになった。

5

## 河川管理者との関係構築

河川協力団体に対する河川管理者側の窓口があり、団体活動への支援や活動に支障があった場合等、気軽に相談できるようになった。

6

## 河川に関する情報入手

治水、環境等の河川に関する情報が河川管理者から容易に得られるようになった。

# 河川協力団体 活動の成果



## ● 地域の実情に応じたキメ細やかな対応

河川の維持・管理には、膨大な時間と労力が必要です。そんな現状の中、河川協力団体は自分達の活動のフィールドである河川空間を快適に利用するためにキメ細やかな対応力で、維持・管理に貢献しています。



重要種等の生育などに配慮した除草作業を実施する河川協力団体

【青森県】馬淵川 NPO法人 水辺の楽校まべち

## ● 河川管理の質の向上



【徳島県】桑野川 横見町をきれいにする会

誰でも、いつでも気軽に近づく快適な河川空間は維持・管理が重要です。河川協力団体が実際の作業を行うにあたって、河川管理者と河川協力団体が協力して計画を作成するなど、両者が一体となって安心・安全な河川空間の維持・管理の質の向上につながっています。

河川協力団体による壁画制作・周知が、ゴミ不法投棄抑制につながり、河川管理の質が向上

河川管理者は、地域の実情に応じて、河川の維持・管理を進めています。

河川管理者のパートナーである河川協力団体の活動は、より地域の実情に則した活動であり、河川の維持・管理における充実につながっています。

## ● 市民と河川管理者をつなぐ河川協力団体



【熊本県】球磨川 次世代のためにがんばる会

河川協力団体は市民と河川管理者、双方の立場を理解し、活動しています。市民と河川管理者の間に立つことで、お互いの視点や想いを融合することが出来ます。その結果、河川の利活用や維持・管理につながります。

河川協力団体が運営する啓発ポスターコンクール。市民と河川管理者との想いが重なる。

## ● 地域づくり、環境の保全・再生への貢献

河川協力団体は、河川の環境調査や子ども達に向けた環境教育、水辺の安全利用講習会などを実施しています。その活動を通じて、自然環境への関心を高めたり、環境の保全・再生につながっています。また地域づくりや、地域づくりを担う人材の育成などにもつながっています。

河川協力団体によるアマモ場再生への取り組み。作業に地域の子ども達も参加することで、自分達が住む地域への関心や、自然環境に対する意識の向上につながっている。



【鳥取県・島根県】中海 NPO法人 未来守りネットワーク

「協働」が  
河川の  
「未来」を  
つくる

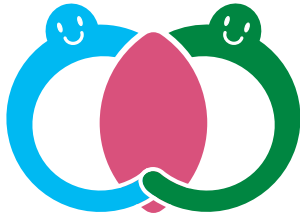
## 応援してください河川協力団体の活動

河川管理者と河川協力団体の協働によって、川と川の周辺で様々な成果が生まれています。川の環境を保全し、快適な空間を提供することで地域の活性化や川の利用につながっています。



河川協力団体  
ロゴマーク

私たちは川の守り人  
河川協力団体



国土交通省

■制作意図

河川協力団体と河川管理者が、川を守り育てるために、お互いに手を取り合い、助けあいながら河川の維持・管理に取り組んでいく想いを表現しました。



河川協力団体は現在、全国で248団体(平成29年3月31日現在)が登録されています。各地の河川および河川の周辺で河川清掃や生物調査など様々な活動を展開しています。各河川協力団体の詳しい活動状況などは下記ホームページをご覧ください。

河川協力団体ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/rcg/index.html>

河川協力団体

検索

◎制度に関するご質問やお問い合わせは下記までご連絡ください。◎

○北海道開発局:札幌市北区北8条西2 TEL:011-709-2311(代表)

【北海道】

○東北地方整備局:宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL:022-225-2171(代表)

【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】

○関東地方整備局:埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL:048-601-3151

【茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県(利根川水系・富士川水系)、静岡県(富士川水系)】

○北陸地方整備局:新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 TEL:025-280-8880

【山形県(荒川水系)、福島県(阿賀野川水系)、新潟県、富山県、石川県、長野県(信濃川水系・関川水系・姫川水系)、岐阜県(神通川水系・庄川水系)】

○中部地方整備局:愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 TEL:052-953-8146(河川部)

【岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、長野県(天竜川水系・矢作川水系・木曾川水系)】

○近畿地方整備局:大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 TEL:06-6942-1141(代表)

【福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岐阜県(九頭竜川水系)、三重県(淀川水系・新宮川水系)】

○中国地方整備局:広島県広島市中区上八丁堀6-30 TEL:082-221-9231

【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県】

○四国地方整備局:香川県高松市サンポート3-33 TEL:087-851-8061(代表)

【徳島県、香川県、愛媛県、高知県】

○九州地方整備局:福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 TEL:092-471-6331(代表)

【福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県】

# 土器川河川協力団体募集要項

## 1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

河川協力団体に指定されると、業務を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

## 2 対象業務

### (1) 対象となる活動

募集する活動内容は以下のとおりです。

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
- ② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③ 河川の管理に関する調査研究
- ④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
- ⑤ 上記に掲げる業務に附帯する活動

### (2) 対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、おおむね次の区間内とします。

- ・土器川 河口から18.85kmの国管理区間（別紙－1位置図参照）

なお、申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。

対象となる区間内であれば、限定した区間を申請することも可能です。

## 3 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ① 代表者が定まっていること。

- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約、その他これに準ずるものを有していること。
- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤ 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過し、その間法人等の規約に大きな変更がないこと。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨ 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩ 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外は、河川協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約できること。

#### 4 申請書類

- (1) 河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。（様式第1号）
  - ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員及びその数が記載されているもの
  - イ 直近おおむね5年間（当該年度も含む）の活動実績報告書（様式-報告）
  - ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書（様式-計画）
  - エ 法人等の監査報告書又は収支計算書
  - オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
  - カ 3 申請資格⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の要件を満たすことを証する書類（様式-誓約書）
  - キ その他、河川管理者が必要と認める書類
- (2) 申請に当たっての留意事項
  - ア 提出された書類は、返却いたしません。
  - イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
  - ウ 提出された書類は、本審査以外の目的に使用しません。

#### 5 募集期間

令和3年12月1日（水）から令和3年12月24日（金）まで

## 6 提出先

(1) 以下の提出先に、持参又は郵送により提出すること。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時00分から午後5時00分までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とする。

〒760-8546

香川県高松市福岡町4-26-32

四国地方整備局 香川河川国道事務所 工務第一課 管理担当

TEL 087-821-1619

## 7 審査方法

(1) 審査方法

河川協力団体の指定を行うに当たり、事務所等に、審査会（必要に応じて学識経験者を含む）を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。

(2) 審査基準

① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

(ア) 継続性：直近数年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。

(イ) 公共性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。

(ウ) 活動姿勢：直近数年間において、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

(ア) 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

(イ) 貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。

(ウ) 協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との連携等が認められること。

### (3) ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを実施します。

## 8 結果の通知

(1) 河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

(2) 上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。

(3) 河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

## 9 指定後の留意事項

(1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

(2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。

(3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。

(4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに応じ、活動状況について報告を行ってください。

(5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。

(6) 河川協力団体の指定を受けた団体は、河川管理者から、河川法第 58 条の

10に基づく協力の要請があったときは、当該要請に応じ、協力してください。

## 10 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
- イ 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

## 11 問い合わせ先

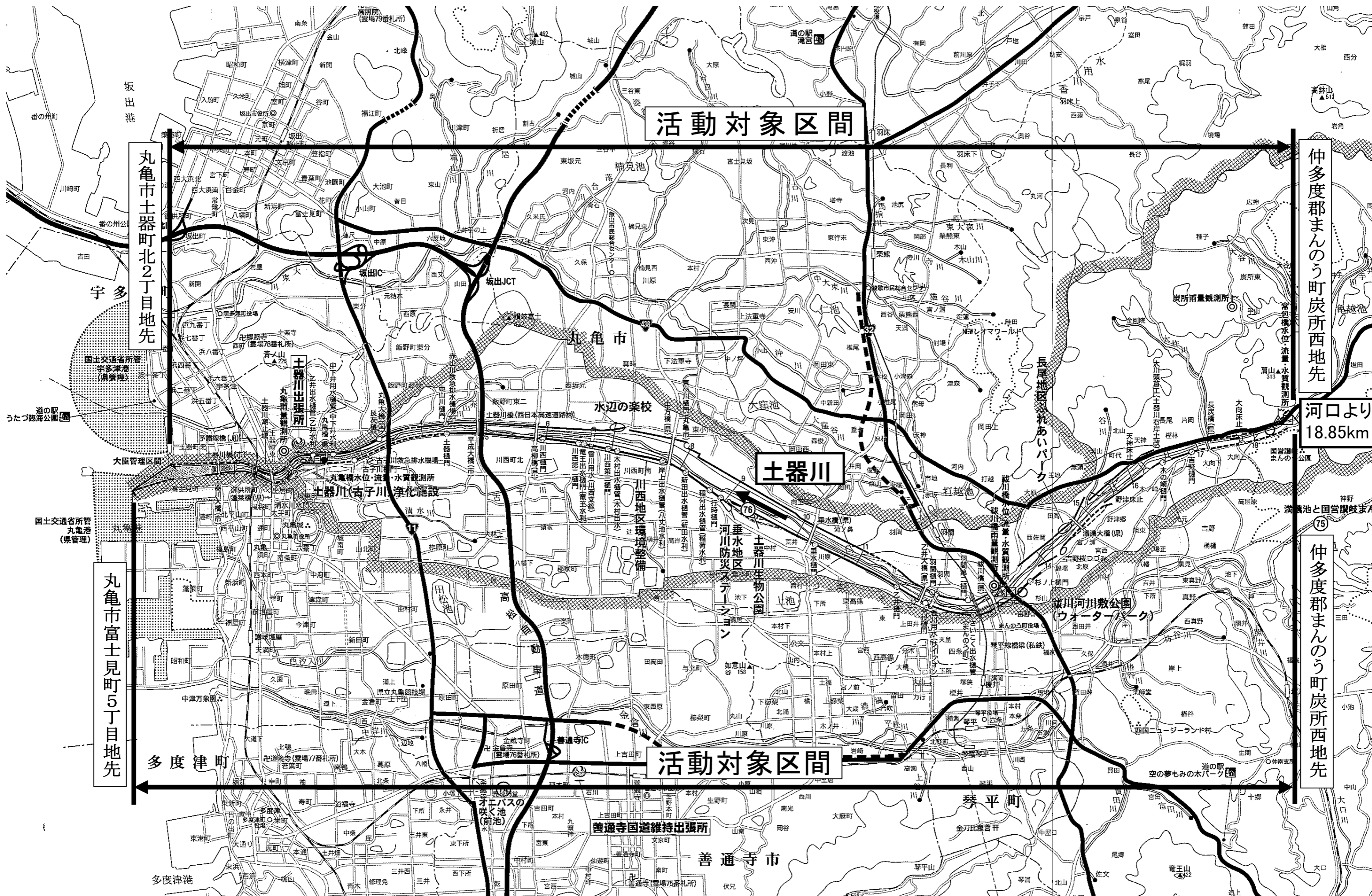
香川河川国道事務所 工務第一課 管理担当

TEL 087-821-1619 FAX 087-821-1713

Eメール skr-kagawa60@mlit.go.jp

# 河川協力団体活動対象区間

別紙-1



活動対象区間

土器川

活動対象区間

仲多度郡まんのう町炭所西地先

河口より  
18.85km

仲多度郡まんのう町炭所西地先

この地図は測量法第20条に基づき複製承認を得て、国土地理院発行2万5千分の1地形図を複製し、その中の(平均四角第80号)を一部転載したものである。

(様式第 1 号)

## 河川協力団体指定申請書

令和 年 月 日

(申請先)

四国地方整備局長 殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

河川協力団体の指定を受けたいので、河川法第 58 条の 8 第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
- 2 活動実績報告書
- 3 活動実施計画書
- 4 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 5 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- 7 河川協力団体指定準則第 3 第 6 号、7 号、8 号、9 号、10 号の要件を満たすことを証する書類
- 8 その他河川管理者が必要と認める書類



## 直近おおむね 5 年間の活動実績報告書

1. 提出日

・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

2. 法人等名

・法人等名 : \_\_\_\_\_

・代表者名 : \_\_\_\_\_

3. 活動実績

(1) 継続性 (活動内容及び活動期間)

・次のいずれかに○印を付して、( ) 内に具体的な活動内容を記載してください (複数ある場合は複数可、ただし、活動内容ごとにおける活動期間を審査する)。

・「 」内に、おおよその活動開始時期を記載してください。

・また、活動期間中の毎年の活動が分かる資料 (写し) を添付してください (例: 河川管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書等)。

①河川敷の除草又は清掃、ビオトープの整備等、河川管理者に協力して行う工事又は河川の維持

( \_\_\_\_\_ )

「令和／平成／昭和\_\_\_\_年\_\_\_\_月から提出日まで」

②不法行為の監視、河川の利用状況の把握等、河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

( \_\_\_\_\_ )

「令和／平成／昭和\_\_\_\_年\_\_\_\_月から提出日まで」

③外来種又は希少種の調査等、河川の管理に関する調査研究

( \_\_\_\_\_ )

「令和／平成／昭和\_\_\_\_年\_\_\_\_月から提出日まで」

→次のページへ続く

- ④河川の安全利用講習、環境学習、防災マップづくり等河川の管理に関する知識の普及及び啓発

( \_\_\_\_\_ )

「令和／平成／昭和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月から提出日まで」

- ⑤調査研究時に行う調査箇所の清掃活動等、前各号に附帯する活動

( \_\_\_\_\_ )

「令和／平成／昭和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月から提出日まで」

(2) 公共性 (活動実績)

- ・次のいずれかに○印を付して、( ) 内に具体的な活動内容を記載してください (複数ある場合は複数可)。
- ・また、その実績が分かる資料 (写し) を添付してください (例: 河川管理者等主催のクリーンアップ等河川清掃、水生生物調査等環境調査、防災訓練、委員会等に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料 (協議書、申請書、委嘱状、表彰状等))。

- ①当該実績が、河川管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

( \_\_\_\_\_ )

- ②当該実績に河川管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。

( \_\_\_\_\_ )

- ③当該実績に関して、河川管理者から協力に関する表彰実績がある。

( \_\_\_\_\_ )

- ④上記①②③に準じた河川管理者が認める活動実績がある。

( \_\_\_\_\_ )

以上

## 指定後おおむね 5 年間の活動実施計画書 (案)

1. 提出日

・令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

2. 法人等名

・法人等名 : \_\_\_\_\_

・代表者名 : \_\_\_\_\_

3. 活動実施体制

(1) 実効性 (実施体制、実施計画)

①活動時期、スケジュール

※おおよその活動時期を文章又は表形式により記載願います。

--

②活動内容・区間と配置人員

※具体的な活動内容・区間とおおよその配置人員を記載願います。

※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付願います。

--

③活動実施にあたっての目標、注意事項

※過去の活動実績を例示するなどして文章により記載願います。

--

→次のページへ続く

(2) 貢献度 (活動方針、協力姿勢)

①活動方針

※河川管理への貢献を含め、文章により記載願います。

②河川管理への協力姿勢

※実施に当たり河川管理への協力姿勢を文章により記載願います。

(3) 協調性 (地域への配慮等、地域と連携)

①地域への配慮等

※住民、市町村、他の民間団体等への配慮等を文章により記載願います。

②地域と連携

※住民、市町村、他の民間団体等との連携計画を文章により記載願います。

※A4版で1～4枚程度を目安として作成してください。

河川協力団体の申請資格に係る誓約書

(申請先)

四国地方整備局長 殿

私、○○○○○○○○○○は下記について相違ないことを誓約します。

- ① 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ③ 直近1年間の税を滞納していないこと。
- ④ 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていないこと。
- ⑤ 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないこと。

以上

# 河川法

(昭和三十九年法律第百六十七号)

最終更新：平成二十九年六月二日改正

## 第二章の三 河川協力団体

### (河川協力団体の指定)

第五十八条の八 河川管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができる。

2 河川管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該河川協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 河川協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

4 河川管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

### (河川協力団体の業務)

第五十八条の九 河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

一 河川管理者に協力して、河川工事又は河川の維持を行うこと。

二 河川の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三 河川の管理に関する調査研究を行うこと。

四 河川の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### (河川協力団体の河川管理者による援助への協力)

第五十八条の十 河川協力団体は、水防法第十五条の十二第二項の規定により河川管理者から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、同条第一項に規定する必要な情報提供、助言その他の援助に関し協力するものとする。

### (監督等)

第五十八条の十一 河川管理者は、第五十八条の九各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 河川管理者は、河川協力団体が第五十八条の九各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 河川管理者は、河川協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 河川管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第五十八条の十二 国土交通大臣又は河川管理者は、河川協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

第五十八条の十三 河川協力団体が第五十八条の九各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第二十条、第二十四条、第二十五条後段、第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十四条第一項（第二十四条及び第二十五条後段の許可に係る部分に限る。）の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。

## 河川法施行規則

(昭和四十年建設省令第七号)

最終更新：平成二十九年七月一日改正

(河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第三十三条の八 法第五十八条の八第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(河川協力団体の指定)

第三十三条の九 法第五十八条の八第一項の規定による指定は、法第五十八条の九各号に掲げる業務を行う河川の区間を明らかにしてするものとする。

(河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例の対象となる行為)

第三十三条の十 法第五十八条の十三の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる許可又は承認の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該河川協力団体はその業務を行う河川の区間において行うものに限る。）とする。

- 一 法第二十条の規定による承認 河川環境の整備と保全を目的として行う高水敷若しくは低水路の整備、流水の浄化施設の設置その他の河川工事又は竹木の伐採、障害物の処分その他の河川の維持
- 二 法第二十四条の規定による許可 河川環境の整備と保全に関する情報若しくは

資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な土地の占用  
三 法第二十五条後段の規定による許可 令第十五条第一項に規定する河川の産出物の採取

四 法第二十六条第一項の規定による許可 河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な工作物の新築若しくは改築

五 法第二十七条第一項の規定による許可 河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は樹木の栽植

六 法第三十四条第一項の規定による承認 第二号又は第三号に掲げる許可（それぞれ第二号又は第三号に定める行為に係るものに限る。）に基づく権利の譲渡

2 令第十六条の十二の国土交通省令で定める行為は、河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な土石の堆積又は設置（当該河川協力団体がその業務を行う河川の区間において行うものに限る。）とする。